

秋の交通安全県民運動実施！

9月21日から9月30日までの間、秋の交通安全県民運動が実施されます。

県内では自転車による事故が多発していますので、今回は自転車安全利用五則を紹介します。

自転車は「**車両**」であり、自転車に乗る時は交通ルールを守り、歩行者に優しい運転を心がけましょう！



守りましょう！

自転車安全利用**五則**



- 1 車道が原則、**左側通行** 歩道は例外、歩行者優先
- 2 交差点では**信号と一時停止**を守って、安全確認
- 3 夜間は**ライト点灯**
- 4 **飲酒運転**は禁止
- 5 **ヘルメット**を着用

安全・安心は乗る前から！

点検・整備



ヘルメットの着用



自転車保険への加入
※福岡県自転車条例により加入が義務化(令和2年10月1日~)



国際テロ未然防止について

本県は、アジアの玄関口として位置づけられており、国際テロ容疑者が出入国している可能性も考えられます。

例えば、「**空き家だった家に人が出入りしている**」等些細な事で構いませんので豊前警察署までご連絡ください。



交番だよりは、インターネットからでも閲覧できます！
豊前警察署HPや、右のQRコードから閲覧してみてください！

